

ながくてごみ減量化通信

~第 13 号~ 令和 5 年 4 月 長久手市役所環境課

長久手市は現在、市民の皆様にごみの減量をお願いしています。今回は、市内で も多くご相談いただく「ごみ散乱被害」の防止のためのカラス対策について紹介し ます。カラス被害を防ぐ皆様の協力が必要です。

カラス対策のポイント!



きちんとネットの中に

カラスはくちばしを使 い、ネットからごみ袋を 引きずりだします。

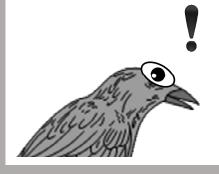
ネットがめくられない ように、石やごみ袋で重 しをしましょう。



生ごみを見えなく

カラスは主に目で食べ物 を探します。

生ごみは、水切りして新聞などで包んでごみ袋の中心に入れて出しましょう。 全体をネットで覆うことも効果的です。



生ごみを少なく

生ごみはカラスのかっこ うの**エサ**です。減らすこと ができれば、カラスの関心 も無くなります。

前日に出さない

前日に出すと夜中の間に猫に荒らされ、早朝にカラスに荒らされます。 収集日当日になってから朝8時30分までに出すようにしましょう。

ごみ散乱防止ネット・ボックスを市役所で貸し出してしています。

複数世帯で、ごみを集めて出していただいている方に対して、ごみ散乱ネット・ ネットボックスを市役所で貸し出しています。是非ご検討ください。

- 1 貸与要綱をご覧いただき、貸与条件等を確認ください。(ネットボックスについては、主な貸与の対象や条件は**裏面**に記載があります。)
- 2 貸与申請書を環境課に提出してください。
- 3 初回の場合は、環境課職員が現地を確認します。
- 4 管理責任者の方にカラス除けネット・ボックスを貸し出します。
 - ※要綱・申請書はホームページ上または環境課窓口にあります。

(ホームページはこちらから) →

○カラス除けネットボックス(拠点回収用ごみボックス)貸与の対象

- ・複数の世帯(**10 世帯程度**)が利用しているごみ出し場所とする。ただし、 マンション、アパート等の共同住宅の居住者専用のごみ出し場所は対象とし ない。
- ・ごみ出し場所を利用する世帯の中から「**管理責任者**」を置き、利用世帯が協力して適正に管理できる場所。

○貸与の条件

- ・<u>ごみ収集に合わせ適切に設置および撤去を行い</u>、紛失、盗難、破損などのないように努めること。
- ・歩行者及び車両などの通行の妨げにならないように使用すること。 ごみ散乱防止の目的以外の使用、第三者への譲渡、転貸、売却をしないでく ださい。
- ・ボックスが通行の妨げにならない場所に設置できること。(設置の可否に関しては随時市が判断することとする。)
- ・設置場所の選定や土地所有者との交渉は申請者が行うこと。

○個数及び規格

・幅 915mm、奥行 810mm、高さ 935mm(使用時)とし、原則として概ね **10 世帯程度が利用するごみ出し場所 1 箇所につき 1 個**を貸与する。

○注意事項

・数に限りがあるため先着順になります。(**予約不可**)

(長久手市役所 環境課: 0561-56-0612)



